平成21年11月26日

各 位

会 社 名 旭硝子株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 石村和彦

(コード番号 5201 東証第1部)

問合せ先 広報・IR室長 上田敏裕

(TEL. 03 - 3218 - 5509)

2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等 の決定に関するお知らせ

当社は、2009年11月25日の取締役会決議に基づく2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

. 2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 . において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2)	転換価額	1,122 円
	(参考)	
	発行条件決定日(2009年11月25日)における株価等の状況	
	イ.東京証券取引所における株価(終値)	802 円
	ロ.アップ率 [{(転換価額)/(株価(終値)) - 1} × 100]	39.90 %

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考)2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 社 債 の 総 額

450億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 発 行 決 議 日

2009年11月25日

(3) 新株予約権の割当日及び社債 の払込期日 2009年12月14日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り 同じ。)

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2009年12月28日から2012年10月31日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、

本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2012年10月31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することがで きる期間の制限を、当該変更を反映するために修正すること ができる。

期 2012年11月14日 (5) 償 澴 限

詳細は、昨日付け当社プレスリリース「2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及 び2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照くださ L1.

. 2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 . において「本新株予約権付社 債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2)	転換価額	1,098 円
	(参考) 発行条件決定日(2009年11月25日)における株価等の状況	
	イ.東京証券取引所における株価(終値)	802 円
	ロ.アップ率[{(転換価額)/(株価(終値)) - 1}×100]	36.91 %

(ご参考)2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 社 450億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行 額

される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並 びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額

を合計した額

2009年11月25日 行 決 (2) 発 議 \Box

(3) 新株予約権の割当日及び社債の 2009年12月14日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り 払込期日 同じ。)

(4) 新株予約権を行使することがで

きる期間

2009年12月28日から2014年10月31日まで(行使請求受付場所 現地時間)とする。但し、 本社債の繰上償還の場合は、償還 日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受け ないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される 時まで、また 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の 利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2014年10月

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的 として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基 づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできませ ん。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、 本件においては米国における同社債の募集は行われません。

31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行 使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生 する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日 でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める 基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に 関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、 当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の 東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京にお ける営業日でない場合、その東京における3営業日前の日) (同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が 東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日) (同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行 使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する 法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式 の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当 社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期 間の制限を、当該変更を反映するために修正することができ る。

(5) 償 還 期 限 2014年11月14日

詳細は、昨日付け当社プレスリリース「2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。